

狛江市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（2024）

令和6年3月

1. 目的と位置づけ

狛江市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、狛江市耐震改修促進計における住宅の耐震化率の目標を達成に向け、住宅の耐震化を推進することを目的とし、同計画第3章4に基づき策定します。

2. 実施期間

アクションプログラムの実施期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

3. 対象区域（緊急耐震重点区域）

アクションプログラムの対象区域は、狛江市全域とします。

4. 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）における旧耐震基準で建設された住宅及び、新耐震基準（昭和56年6月1日施行）のうち平成12年5月31日以前の建築確認により建設された2階建てまでの在来軸組構法の木造住宅とします。

5. 取組内容

住宅所有者の取組みを支援するため、住宅の耐震診断、耐震改修等を行いやすい環境整備や負担軽減のための技術的・財政的支援を行います。

（1）財政支援

- 木造住宅耐震診断助成（対象とする建設時期を拡充）
- 木造住宅耐震改修助成（対象とする建設時期を拡充）
- 分譲マンション耐震診断助成
- 分譲マンション耐震補強設計助成
- 分譲マンション耐震補強改修助成（新設）

（2）アドバイザー派遣

- 木造住宅耐震アドバイザー派遣
- 分譲マンション耐震アドバイザー派遣

（3）技術支援

- 耐震改修事業者向け講習会の実施
- 耐震改修事業者向け講習会を受講した改修事業者リストの作成、公表

（4）相談体制の充実

- 住宅の耐震・リフォーム相談会の開催

（5）情報提供の充実・支援制度の周知

- 耐震化助成制度等に関するパンフレットやチラシ、リーフレットの作成、配布
- 所有者へDM送付（旧耐震基準の住宅への個別訪問は、平成29年～令和2年に実施済み）

6. 進行管理

毎年度、耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、その実施及び達成状況を把握し、市ホームページにて公表します。

また、国や都の方針、市内の住宅耐震化の進捗状況等を踏まえ、毎年度検証を行い、必要に応じてアクションプログラムの見直しを行います。

7. 令和5年度の取組目標及びこれまでの実績

取組内容	年度	R3年度				R4年度				R5年度				R6年度			
		目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績		
木造住宅耐震アドバイザー派遣	目標	20件		10件		9件		9件									
	実績	5件		3件		5件											
木造住宅耐震診断助成 (旧耐震基準)	目標	15件		10件		12件		12件									
	実績	4件		5件		3件											
木造住宅耐震診断助成 (新耐震基準で平成12年5月末まで)	目標	—		—		—		3件									
	実績	—		—		—											
木造住宅耐震改修助成 (旧耐震基準)	目標	6件		7件		8件		7件									
	実績	4件		2件		5件											
木造住宅耐震改修助成 (新耐震基準で平成12年5月末まで)	目標	—		—		—		3件									
	実績	—		—		—											
分譲マンション耐震アドバイザー派遣	目標	5回		5回		1回		1回									
	実績	0回		0回		0回											
分譲マンション耐震診断助成	目標	1棟		1棟		1棟		1棟									
	実績	0棟		4棟		1棟											
分譲マンション耐震補強設計助成	目標	—		—		4棟		1棟									
	実績	—		—		4棟											
分譲マンション耐震補強改修助成	目標	—		—		—		4棟									
	実績	—		—		—											

8. 令和5年度の評価

令和5年度の木造住宅耐震化促進事業については、目標（予算）に対して実績が下回っているものの、例年並みの利用があった。令和6年1月1日に発生した能登半島地震以降、問い合わせが増えたが、申請期限が過ぎており、新年度分として案内した。周知について、現時点ですべての各戸訪問は完了しており、また、過去に木造住宅耐震アドバイザー・木造住宅耐震診断を利用した方への耐震化の促進に関するDM送付及び広報等を活用し、耐震化促進の周知は十分に行っている。

また、分譲マンションについては、耐震診断助成1棟、耐震補強設計助成4棟（1団地）の利用があった。引き続き問い合わせもあり、市及び都の周知の効果が現れている。

9. 令和5年度の取組みを踏まえた改善策等

能登半島地震以降、耐震化に対する問い合わせが増えており、市広報による周知だけでなく、過去に木造住宅耐震アドバイザー・木造住宅耐震診断を利用した方への耐震化促進のDM送付等により、制度利用の促進を図る。また、令和6年度から分譲マンション耐震補強改修助成制度の新設、木造住宅耐震診断助成及び耐震改修助成に対する補助対象住宅の建設時期を平成12年5月末までに拡充し、市内住宅の耐震化の促進を図る。